

入資 料V

明治六年 [島根縣] 聴訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ一) について (五・完)

——松江地方裁判所所蔵裁判史料より——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 居石 和^{*1}

加藤 高^{*2}・上川内 宏^{*3}

紺谷 浩 司^{*4}・矢野 達 雄^{*5}

目次

- 一 解題と凡例
- 二 目次表(一) (一一)~(三二)
- 三 史料(一) (一一)~(三二)
- 四 注の部(一)
- 五 写真(二葉) (以上、『修道法学』第四三卷第一号)
- 六 目次表(二) (三三)~(四九)

- 七 史料(二) (三三)~(四九)
- 八 注の部(二) (以上、『修道法学』第四三卷第二号)
- 九 目次表(三) (五〇)~(七五)
- 一〇 史料(三) (五〇)~(七五)
- 一一 注の部(三) (以上、『修道法学』第四四卷第一号)
- 一二 目次表(四) (七六)~(八六)
- 一三 史料(四) (七六)~(八六)

一九二(一九二)

一四 注の部(四) (以上、「修道法学」第四卷第二号)
 一五 目次表(五・完) (一八七)～(九五)

一六 史料(五・完) (一八七)～(九五)
 一七 注の部(五・完)

(以上、本号)

一五 目次表(五・完) (一八七)～(九五)

番号	年度・番号	出訴／ 上訴日	終局・年月日	訴名／差 纏	結局	事件担当 官	原告／申立 人 代人／代 言人	被告／相手 方 代人／代 言人	備考
87	明治六年 第八十七号	明治六年 五月九日	明治六年 六月十六日	村東分境界争 論一件	示談行届・吟味下 げ願聴届	檜寄 潤造	NE村一同	S村	
88の1	同年 第八十八号ノ一	同年 五月九日	明治七年 二月二十四日	貸品代金滞差 纏一件	示談・济口証書差 出・解訟願聞届	鶴岡 少属	IK 傳十 (農)	KN 熊十 (商)	
88の2	同年 第八十八号ノ二	同年 五月十日	明治六年 六月十六日	山林争論一件	示談行届・吟味下 げ願聴届	檜寄 潤造	MM 助之進 (旧神官)	TK村百姓一同	
89	同年 第八十九号	同年 五月十四日	同年 六月九日	代金差纏一件	示談行届・願書下 げ渡願聞届	檜寄 潤造	TS 嘉右衛門 (商)	HE 刁太郎 (士族)	
90	同年 第九十号	同年 五月十五日	明治七年 一月廿日	養男と不睦ニ 付歎願一件	一同承服之上济口 証書差出・解訟	檜寄 潤造	KY 五左衛門 (農)	(養男) 善次郎	
91	同年 第九十一号	同年 五月十八日	明治六年 八月廿四日	貸金滞一件	济口証書差出・聞 届		AD 文藏 (農)	SD 助右衛門	
92	同年 第九十二号	同年 五月十九日	同年 五月廿四日	貸金滞一件	示談济口・吟味下 げ願聞届	(十三等出仕) 奥原 弘道	SSK 小平太 (農)	IK 儀右衛門	
93	同年 第九十三号	同年 五月廿三日	(同年) 十一月	家屋敷差纏一 件	济	檜寄 潤造	UH 豊市 (農)	AB 米五郎	

94	同年	同年	同年	家屋敷差纏一件	丁卯十二月晦日以前に付不取揚	檜寄 潤造	WB 卯右衛門	UD 与三右衛門
95	同年	同年	明治七年	山林境界差纏一件	済口証書差出・解	檜寄 潤造	KT 文仙	六郎兵衛
	第九十四号	五月廿三日	八月廿三日					
	第九十五号	五月廿三日	五月三十日					

一六 史 料 (五・完)

〔〇八九A〕〔八七〕【村東分境界争論一件】

明治六年五月九日出訴

一出雲國秋鹿郡S村NE村東分境界争論

一件

(朱)

〔第八十七号〕^{*2}

右訴答共篤ト取調候処NE村一同ヨリ申出候ニ者東奥ノ助通り

道祖神中央南北堀切北ハ山道塚ト往古ヨリ申伝居養^{*3}草

等二苧来ニテNE村野山ニ相違無之段申立S村ニテハ両村塚

ハ腰林北ハ山道筋塚道祖神ハ往古ヨリS村ニテ祭来リ且

野山トNE村腰林トハ古松木植続居尚先年ヨリ野山小松并

養草等モS邨ニ而苧来リNE村野山聊之土地飛地ニ可相成

訳モ無之S村野山続ニテ村界ハ松林際ニ相違無之段申立差纏

相成候儀之処今般論所実地御見分被成下候上論所之外ハ悉皆

腰林際大松境界ニ相成居両村共古絵図ハ勿論証書類一切

無之義故道祖神後ノ腰林角ヨリ北大ソ子塚込見通シニ

定メ西ハNE村東ハS村ト可致段厚ク御理解之趣一同承知

〔〇八九B〕

奉畏候依之道祖神後腰林角ヨリ北大ソ子見通シ南北ハ

大松縁山道塚西ハNE村東ハS村ト相定向後隣邨之儀故

相互ニ睦敷諸突合等ニ至迄実意ヲ運ヒ合可申積双方無申分

示談行届一同難有仕合奉存候然ル上ハ右一件ニ付向後御願ケ間敷

義一切無御座候間何卒御吟味下ケ被成下度段連印済口証文差

出シ願下差出し候間伺之上聴届候事

明治六年六月十六日^{*4}

*1 朱書きの大きなバツ印あり

*2 本行は朱書きの番号のみ

*3 養は、土偏に養。他の箇所も同じ

明治六年〔島根縣〕聴訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(五・完)

一九〇(二九〇)

* 「十六日」の文字が極端に薄い

〔〇九〇B〕

帰国間モ無ク為次郎病死熊十ヨリ出金不致運右衛門へ返償之道難相立

熊十ヨリ出金為致度申立候得共傳十本人ニテ為次郎受人ニテ証書差入有之

熊十ヨリ返償可為致証無之被告ヨリハ供々商法ハ致居候得共壬申年神戸へ運送之煙草ハ多分自分ヨリ出金差引千八百貫文余傳十ヨリ

受取不足ト申立差纏ニ至リ候得共為次郎死去証書類無之熊十へ係ル一件取揚難及審理運右衛門へハ傳十ヨリ證書差入有之ニ付

同人ヨリ返償可致若難行届候ハ、身代限り可及処分及理解候処大金一時返償難行届仍テ遂示談此後無利足ニテ当明治七年ヨリ

同十一年迄五ヶ年賦ニ皆済之約定済口証書差出之

書面之通解訟願之通聞届候事

明治七年二月二十四日

*1 明治四(西曆一八七二)年

*2 明治五(西曆一八七二)年

〔〇九〇A〕【八八号の一】【貨品代金滞差纏一件】

明治六年五月九日出訴

一 出雲國意宇郡□□村農IK傳十ヨリ

(米)

〔〇〕同郡□□村商KN熊十へ係り貨品代金滞

差纏一件

奉 檜寄潤造

(米) 〔〇〕第八十八号ノ一

被告熊十俾為次郎ナル者原告傳十養子ト為シ居為次郎ト熊十ト

折々仲間売事罷在同村DK運右衛門ヨリ資本金ヲ原告傳十名前ニテ借受既ニ辛未年*1ヨリ壬申六月*2迄二錢八千貫文余ノ負債ト為り

為次郎ト

熊十兩人ニテ葉煙草百五拾俵買入神戸へ運送之処多分之損亡相立帰国無程右為次郎ハ病死いたし精算難出来金主運右衛門ヨリハ

督責ニ預リ依テ原告ヨリハ右葉煙草百五拾俵ハ悉皆運右衛門ヨリ借入候金ヲ以運送為上乘熊十為次郎乗船彼地ニテ荷物売払

〔〇九一A〕【八八号の二】【山林争論一件】

明治六年五月十日出訴

一 出雲國桶縫郡□□村旧神官MM助之進ヨリ

同村百姓一同へ掛リ山林争論一件

(米)

「第八十八号ノ二」

奉 鶴岡少属

右訴答共篤ト取調候処MM助之進分申立候二者右山林ハ正徳

年中^{*2}買請代々所持罷在候処安永四年未年^{*3}別当□□寺并百姓

一同ト争論之節□□村□□寺并□□村重左衛門扱ヒ立入内濟

誤證文等モ書入田地山林共悉皆自分勝手ニ致シ候約定故

一通承服書付相渡置候得共右者破談ニ相成居新下々田貳拾

老歩ハ従来之通貢納致其後貳十年余前争論之節郡役人

并郡出役其故評者上山林之内三步村方江差出七歩MM

助之進所持可致段理解ニ相成双方者承服受書差出シ置

〔〇九一B〕

然ル処別当□□寺ヨリ故障申出尚取扱等ニも有之候得共際限

モ無之義故及断年来持来之儀故材木伐採致シ居候旨

申出百姓一同分申出候ニハ亭保年中^{*4}官林御払下相願候内

凡巷町歩ハTK社為修復社山ニ備置其後安永年中^{*5}差纏

之節MM助之進分不條理申立候ニ付追々及掛合□□村重左衛門

□□村□□寺扱ヲ以助之進分誤一札并売券共為差出

地所而已相任セ置候義ニテ助之進所有之地ニ者無之村方ヨリ

備置候ニ相違無之依テ村方江取返し度段申出差纏罷成

候儀之所今般御取調上尚実地御検査可被成下処戸長上田文兵衛

副戸長長岡丈兵衛扱ニ立入論所東方五歩通り助之進所持ト定メ

西方五歩通ハ村方持ニシテ社修復用ニ備置更ニ嚴重境界ヲ

相立置可申積双方無申分内済示談行届難有仕合奉存候然ル上者

右一件ニ付相互ニ思惑筋聊も無之向後御願ケ間敷無御座候間

何卒御吟味下之義願出候ニ付伺之上聽届候事

明治六年六月十六日

*1 朱書きの斜線あり

*2 正徳元〜六（西暦一七一〜一六）年

*3 西暦（乙未）一七七五年

*4 亭保元〜二（西暦一七二六〜三六）年

*5 安永元〜一〇（西暦一七七二〜八一）年

〔〇九二A〕【八九】【代金差纏一件】

明治六年五月十四日出訴

一 出雲國島根郡□□町商TS嘉右衛門ヨリ同郡

□□町士族HE刁太郎へ係リ代金差纏一件

(朱) 第八十九号 奉 檜寄 潤造

原被共取調之上夫々及理解候処別紙之通示談
行届願書下渡願出候二付伺之上聞届候事

別紙左之通

(〇九二B)

HE 刁太郎殿へ白油売事仕候処代金差纏候二付当五月奉歎
願候二付双方理解御論被下置候互二会得仕候依之壳渡置
油之内残油ハ此度私へ取戻全ク遣込候丈ハ代金当九月三十日
限可受取旨堅儀約仕候間何卒願書御下渡奉願候也

第四区□町

訴人

T S 嘉右衛門

六年六月九日

差添人

長子 佐 七

相手

HE 刁太郎

* 朱書きの斜線あり

(〇九三A) 【九〇】養男と不睦二付歎願一件】
明治六年五月十五日出訴

一 当管下出雲國大原郡□□□□村農KY五左衛門ヨリ
養男善次郎ト不睦二付歎願一件

(朱) 〇

(朱) 第九十号 奉 檜寄 潤造

取調候処故KY太郎兵衛二女江十七年前当五左衛門ヲ錚
養子ニ貫ヒ善次郎ハ五左衛門俣ト為シ家名相統可為致
筈之処太郎兵衛死後五左衛門并善次郎兩人共多分負債ヲ
為シ連モ家名難相立見込故四年以前午年[†]親類一同相談
之上戸長共へ扱ヲ頼為仕法田畑山林共親類KY新右衛門外
貳人ニテ支配德米之内ヲ以米拾五表ツ、年々兩人へ相渡各
(〇九三B)
別戸ニ養方為致残德米ヲ以兩人ノ負債支配人へ引受返償
取斗尤兩人之内心底立直シ家業出精ノ者ヲ以太郎兵衛跡相
統可為致約定之処又候兩人共負債出来原告五左衛門ヨリハ
親類并善次郎ト同腹種々勝手ノ取扱イタシ加之未タ旧
借財モ不取片付追々利重ニ相成不為筋二候間親類
支配ノ田畑山林共悉皆取返シ勝手ニ取扱度尤善次郎

心底立直り孝養且家業出精ノ上ハ追テ可讓渡依テ親

類共ヨリ是迄支配ノ不正清算ヲ立向後故障不致様被

成下度段申立被告善次郎ヨリハ五左衛門氣随我俣ノミニシテ

甚困却且小遣金等モ年来少モ手当不致異故自然借

財モ出来追々藩祿ニ至リ相続之道難相立依テハ向後相互ニ

質主不為筋相成候様被成下度段申立親類共ヨリ者

五左衛門ヘノミ相任セ候テハ忽チ亡産家名難立行向人心底

(〇九五A)

立直り候迄ハ是迄之通扶持米相渡仕法相立候迄支配致

度段申立種々差纏扱人等モ度々立入候得共和熟難調

終ニ及出訴候処右ハ故太郎兵衛存命中一旦五左衛門ヲ相続ニ

相立善次郎ハ同人俣ト為シ家督可讓渡答ニ候得共今更

五左衛門ヲ隱居可致筋無之又善次郎モ家附ノ嫡孫ナ

レハ押込可置條理モ無之両人共年輩ニモ至居最早他

人ノ補助ヲ不受共夫々仕法相立自是迄多分之負債

ヲ為セシハ全ク互ニ他人ノ財産ト思ヒ為シ一家ノ為筋ヲ不顧ヨリ

ノ義ニ有之既ニ別戸ニモ相求居双方義理アル者共ニ付今般

更ニ財産ヲ中分シ各一半ヲ以是迄ノ負債ハ引受仕法

相立互ニ家業ヲ励ミ諸親類ヘモ睦間敷突合不筋ノ

取扱無之様可致旨夫々及理解候処一同承服之上済口

証書差出之

明治七年一月廿日 解訟

* 庚午(西曆一八七〇)年

(〇九五A)【九一】【貸金滞一件】

明治六年五月十八日出訴

一 出雲国能義郡下□□村A D文藏より同国

同郡同村S D助右衛門へ係り貸金滞一件

(朱)

「第九十一号」

右訴答共取調候処原告申立候ニハ去ル辛未十二月^{*}中 錢七千貫文

証書ヲ以貸渡其外売事差引殘金共額合錢三千貳百三十貫四百文

余不足相成ニ依前証書モ有之本人并受人ニ及懸合候得共種々苦情

申立返金不致必至難涉ニ付元利共速ニ受取度段申立被告ハ

辛未十二月錢七千貫文証書ヲ以借受居候得共売事差引等ニテ

多分之不足ニハ不相成証文引当ニ書入置候山林ハ延期ニ依テ

被引上且近來病人等引続キ必至難涉營業ニモ差支居候

程ノ義ニ付調金難出來旨申□差纏相成候義之処両人共

隣家且入懇之間柄故不実無之様可取斗難涉之折柄ト

乍申正ニ借用罷在候義故精々調達返金可致原告

ニ於テモ近隣之間柄故精々勘弁示談可致旨及理解

明治六年(島根縣) 聽訟課

『訴訟事件銘細録』(第二号ノ二)について(五・完)

一八六(一八六)

〔〇九五B〕

置候処原告ニモ金高減少致し遣し被告所持品等売却不足之分ハ親類并ニ保証人等々立替頼調金返金之手続相成候趣依テ惣差引残金五十三円九銭八厘本月限皆済□□^{*3}ニ致旨及理解候処一同承服之上
濟口証書差出候ニ付伺之上御聞届相成候事

八月廿四日 済

^{*1} 朱書きの斜線あり

^{*1} 朱書きのバツ印あり

^{*2} 明治四（西曆一八七二）年

^{*3} 「之積」の見え消

〔〇九七A〕【九三】【家屋敷差縄一件】

明治六年五月廿三日出訴
一 出雲国大原郡□□村U H豊市々同国同郡
同村A B米五郎へ係り家屋敷差縄一件

〔〇九六A〕【九二】【貸金滞一件】

明治六年五月十九日出訴
^{*1} 出雲国能義郡□□村農S S K小平太々同國
同郡□□村I K儀右衛門へ懸り貸金滞一件

〔〇九八A〕【九四】【家屋敷差縄一件】

明治六年五月廿三日出訴
^(朱) 奉 十三等出仕 奥原 弘道
右訴答共篤卜取調候及理解候処一同承服依之小平太先渡高之内

〔第九十二号〕
^(朱) 奉 十三等出仕 奥原 弘道

^(朱) 奉 檜崎 潤造
〔十一月 済〕

一 出雲国飯石郡□□町WB卯右衛門と同國
同郡同村UD与三右衛門へ係り家屋敷差縄一件

(朱)
〔第九十四号 奉 檜寄 潤造〕

丁卯十二月晦日^{*}以前ニ付不取揚件

八月廿三日

^{*} 朱書きの多きなハツ印あり

^{**} 慶応三(一八六七)年

〔〇九九A〕【九五】【山林境界差縄一件】

明治六年五月廿三日出訴 (朱)
「七年五月三十日 解訟」^{*}

一 出雲国能義郡□□村医KT文仙と同國同郡
同村六郎兵衛へ係り山林境界差縄一件

(朱)
〔〇〕

(朱)
〔〇〕第九十五号 奉 檜寄 潤造

明治六年〔島根縣〕聽訟課 〔訴訟事件銘細録〕(第二号ノ二)について(五・完)

一応取調候処確証無之原被告申立齟齬理非難決ニ付実地檢

査之上尚村方諸書類取調候処原告祖先KT文仙跡相続人無之

潰家相成居候ニ付親戚共ヨリ被告六郎兵衛亡父江墓掃除依頼

続地山林任セ置候義ニテ数十年前ヨリ追々開添候故方今畑壹畝

歩斗出来無稅地ニ相成居原告ヨリハ九年前KTモ跡相続共砌

ヨリ墓地山林等ハ取返シ候得共右畑地不差返他ヨリ養子卜成

罷越候故不案内且ハ年来祖先ノ墓掃除致貫候事故其俣

捨置候得共先般地券御調査ニ付而ハ難捨置古証文ニ記載有之

〔〇九九B〕

用水井手切ノ境界故開添地ハ其俣取返シ度旨申立被告ヨリハKT

半覚墓掃除山守共依頼ヲ受土地預リ居候ハ相違無之候得共右ハ

九年前文仙相続ノ砌悉皆引渡シ現今ノ畑地ハ天保八丙年^{*}亡父六

郎兵衛

同村彦助ヨリ買受候土地ニテ文仙ノ山林裾開添候義ニハ無之十一

年前右山林

NT殿助ヨリKM芳左衛門へ売渡候節モ山林ノミノ売事ニテ畑地ニ

関係無之段申立差縄候儀之処今般実地検査スルニ被告ヨリ申立処ノ

下々田拾五步下々畑壹畝拾八歩ハ少シ離レ南ノ方ニ相当ノ土地有

之双方ノ

古券ニ記載アル用水井手境界ニ依レハ被告へ可附居土地ニ無之數

十年來

支配アルヲ以追々山林裾ヲ開添候ニ相違無之就而ハ原告文仙へ右

土地可引渡
尤六郎兵衛開拓セシニ依テ尅畝歩余ノ畑地出来致居年来墓掃除致
賞候義故

右地所開拓手数料相当原告ヨリ可差出旨夫々及理解候処一同承服
之上

右畑地ハ原告文仙へ引渡同人ヨリ開拓手数料トシテ金沓円被告六
郎兵衛へ

相渡且六郎兵衛所持ノ田続五歩ノ土地ハ開添ト申出候得共被告數
十年來作

続山林へ可附添土地ニ無之間下々田拾五歩ノ内ト相定メ以來双方
申分無之

趣ヲ以濟口証書差出ス

※ 朱書きで、本行下部に記載されている

※ 丙申は天保七(西曆一八三六)年、天保八(西曆一八三七)
年は丁酉年

(朱)
「第三号銘細録へ続く」

【本文読下し完】

一七 注の部(五・完)

(29) 本稿で、明治六年(鳥根縣)聴訟課『訴訟事件銘細録(第一号ノ
一)』の紹介がひとまず完了する。「第三号銘細録」とあるのは『訴
訟事件銘細録(第二号ノ二)』を指すと考えられる。引き続き、『訴
訟事件銘細録(第二号ノ三止)』の紹介を試みる積もりである。

〔謝 辞〕 本稿は、松江地方裁判所の許可を得て、デジタルカメ
ラにより撮影・作成したファイルにもとづいて、翻刻を試みたも
のである。原本調査にあたり、特に、同裁判所総務課および雲南
簡易裁判所の方たちが大変お世話になりました。ここに記して深
く感謝の意を表する次第です。

ニューコロナ禍のもと、いわゆる密な集まりや県境を越えての
移動が制限されたため、従来からの調査や研究会を休止せざるを
得ませんでした。また、翻刻にあたり、大学図書館等の資料の利
用が困難になり、読みの不行届、読み違いがかなりあるのではな
いかとおそれている次第です。お気付きの点につきご教示を頂け
れば幸いに思っております。

執筆者紹介（五〇音順）

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

代表 居石 正和 ^{*}1 広島修道大学教授（日本法制史）

加藤 高 ^{*}2 広島修道大学名誉教授

上川内 宏 ^{*}3 広島修道大学客員研究員

紺谷 浩司 ^{*}4 広島大学名誉教授

矢野 達雄 ^{*}5 広島修道大学名誉教授